

第4章

基本方針の達成に向けて

基本方針の達成に向けて

- (1) 市の行政は、市民の日常生活のあらゆる場に密接にかかわっており、市民の立場に立った常に高い人権意識のもとで業務を遂行することが大切です。

田辺市の人権施策の推進にあたっては、基本方針に基づき、担当部局が適切に対応し、その役割を遂行する中で相互に連携しながら、施策を実施します。

また、本方針を具体的に実践するための推進計画を策定し、「田辺市人権施策推進本部」を中心に、全庁あげて、本方針に基づいた人権施策を総合的かつ計画的に推進します。

- (2) 人権施策を効果的に推進するためには、国・県や他の自治体と連携することにより、大きな成果が期待できます。

また、行政の取組だけでなく、関係機関や団体、地域、学校、企業、NPO等との連携や市民の積極的な参加を促進することにより、本方針の効果的な推進に努めます。

- (3) 本方針に沿った人権施策を、すべての行政分野において総合的かつ効果的に実施されるよう、随時、実施状況の把握を行い、進捗状況や効果を検証し、適切な人権施策の実施に取り組みます。

また、社会情勢の変化や新たな人権課題に対応するため、適宜、本方針の見直しを行います。